

豊田市粗大ごみ等運搬車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が自ら粗大ごみ等を運搬処理することにより、快適な生活環境及びごみの適正処理の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 粗大ごみ等 一般家庭から排出される固形状のもので、一時の持出し物の重量が10キログラム以上又はその容積が0.5立方メートル以上のもの及び刈り草剪定枝をいう。
- (2) 処理施設 粗大ごみ等を処理する施設で、可燃ごみにあっては渡刈クリーンセンター及び藤岡プラント、不燃ごみにあってはグリーン・クリーンふじの丘、刈り草剪定枝にあっては緑のリサイクルセンターをいう。

(事業)

第3条 粗大ごみ等を処理施設へ運搬するための運搬用車両として軽四輪トラック（以下「車両」という。）の貸出事業を行う。

(利用者の範囲)

第4条 車両を利用できる者は、豊田市内で発生した粗大ごみ等を運搬しようとする者に限る。

- 2 その他市長が適当と認めた者も利用することができる。

(利用日及び利用時間)

第5条 車両の利用日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 12月31日及び1月1日から1月3日 ただし、処理施設が開場している時は、この限りでない。
- (3) 車両の検査、点検及び修理を行う日

- 2 車両の利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

(利用の許可)

第6条 車両を利用しようとする者は、粗大ごみ等運搬車両利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、車両の利用を許可したときは、粗大ごみ等運搬車両利用許可書（様式第2号）を交付する。
- 3 市長は、必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、車両を利用しようとする者が公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき、又は車両の管理上支障があると認めるときは、車両の利用を許可しない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第2項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、許可を取消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(利用者等の遵守事項)

第9条 利用者及び運転者（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車両は、利用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 車両を運転する際は、常に関係法令を遵守し、安全運転に努めること。
- (3) 車両を他に転貸しないこと。
- (4) 許可を受けた運転者以外の者に運転させないこと。
- (5) 車両は許可時間内に返却すること。
- (6) その他市長が指示する事項。

(利用後の届出)

第10条 利用者は、車両を利用後、車両使用報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用料金)

第11条 利用者は、車両の利用許可を受けたときにおいて、1回につき3,000円の利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 市長は、特に公益上必要があると認めたときは、前条の利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者等は、車両の利用によって第三者又は市に損害を与えた場合には、法律の規定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行する。
(平成6年4月1日～平成24年4月1日の改正附則 省略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。